

資料 2-2

令和5年12月21日

第1回意見調整委員会

地元説明の状況について

地元説明会の開催状況及び主な意見は以下のとおり

日付	自治会等	参加者数 (世帯数)	主な意見等
4.19	彦名地区自治連合会 (自治会長会)	16名	<p><選定の経過及び理由について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地選定委員会の委員に利害関係者が入っていたことは、不公正でないか。 ・米子市クリーンセンター周辺に候補地が無いのはなぜか。 ・既存施設を延命化して有効活用する余地はないのか。 ・農業振興地域に候補地を選定したのはなぜか。
6.2	彦名地区自治連合会 (自治会長会)	14名	
6.9	米川土地改良区	4名	
6.23	彦名10区自治会	24名 (52)	<p><最終候補地調査の評価結果について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終候補地調査の結果が恣意的に見える。 ・現地の主風向と大気汚染物質の拡散する方向が違うのではないか。 ・彦名町でも、水鳥公園があるので生物調査をすべきだったのではないか。
6.24	彦名9区-1自治会	25名 (44)	
6.28	彦名8区自治会	14名 (41)	
6.29	彦名地区農事実行組合	37名	<p><生活環境などへの影響の懸念について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質の拡散への懸念がある。 ・交通事故やごみの散乱への懸念がある。
7.1	彦名9区自治会	16名 (33)	
7.4	彦名7区自治会	22名 (81)	<p><農作物の風評被害への懸念について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特産品の産地にあるごみ処理施設の周辺における風評被害の状況を知りたい。
7.5	彦名6区自治会	14名 (112)	
7.7	彦名12区自治会	7名 (33)	<p><地域振興について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・彦名地区のまちづくりや地域振興策を示してもらいたい。 ・ごみ処理施設だけでなく、その周辺土地の有効活用をお願いしたい。
7.15	彦名5区自治会	9名 (38)	
7.18	彦名3区・4区自治会	24名 (88・142)	
7.19	彦名2区自治会	15名 (120)	<p><ごみの減量化の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの減量化をもっと推進すべき。
7.20	彦名干拓営農組合	18名	
7.23	彦名1区自治会	14名 (145)	<p><農業関連施設への影響の懸念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設専用の進入路を整備してもらいたい。 ・地下水位の上昇・下降等、地下水脈の変化への懸念がある。 ・候補地周辺の排水路を整備してもらいたい。 ・干拓地への接続道路及び用水路への影響が懸念される。
7.29	彦名11区自治会	17名 (51)	

※ 彦名13区自治会と彦名14区自治会については、自治会と協議のうえ、説明会を開催せず、資料を全戸配布。

地元説明会における主な質疑に対する回答は以下のとおり

<選定の経過及び理由について>

Q 1. 用地選定委員会のメンバーはどういうものか。

A 1. 用地選定委員会の構成は表のとおりです。

	職名等	備考
学識経験者	元鳥取大学 教授	委員長
	公立環境大学 准教授	副委員長
	米子工業高等専門学校 教授	2名
	全国地質業協会連合会中国地質業協会鳥取支部	
関係行政機関	鳥取県西部総合事務所	
	米子県土整備局 計画調査課	
その他管理者 が必要と認め る者	米子商工会議所 専務理事	
	鳥取県地球温暖化防止活動推進員、とっとり環境 教育アドバイザー	
	鳥取県デザイナー協会 副会長	
	米子市自治連合会 会長	

Q 2. 用地選定委員会の委員に利害関係者が入っていたことは、不公正でないか。

A 2. 経緯については、以下のとおりです。

令和3年8月、用地選定委員会の第1回の会議が開催され、その時点で住民代表として米子市自治連合会長（県地区自治連合会長）が委員に就任されました。

その後、候補地評価基準の審議を進め、客観的な事実に基づいて調査対象地を点数化する評価基準が用地選定委員会で決定されました。

同年9月、市町村に調査対象地の抽出を依頼し、同年12月に構成市町村から報告を受けた調査対象地に県地区が関係する尾高・日下地内が含まれていました。

その後、評価基準に基づき第一次評価、第二次評価を進めましたが、評価基準は各委員が恣意的に点数を操作できるものではありませんでした。

令和4年12月、県地区の自治会長が連名で要望書を米子市に提出されましたが、この時点で本組合は要望書の情報を入手していませんでした。

しかし、令和5年3月の米子市議会において、要望書についての一般質問があったため、当該委員に事実確認したところ、要望書を提出されたことの確認が取れたことから、当該委員が審議に加わることは不適切と判断し、第9回用地選定委員会（最終候補地調査の結果や答申書の審議）への欠席を求め、当該委員は欠席されました。

このように候補地の評価においては、客観的な事実に基づき、評価されたものであり、当該委員は、最終審議に加わっておられないことから、選定が不公正なものであったとは考えていません。

Q 3. 米子市クリーンセンターの周辺に候補地が無いのはなぜか。

A 3. (米子市回答) 西部広域から一次調査対象地の抽出の依頼を受けて、庁内組織で検討会を立ち上げ調査対象地の抽出に係る検討を行いました。

検討の過程では、一次調査対象地の候補地に、加茂地区にある米子ゴルフ場がありました。

しかし、米子市クリーンセンターへの他市町村の可燃ごみ受入れに伴い、市とクリーンセンター対策委員会(地元である加茂、河崎、夜見地区の自治連合会で組織)は、「新たなごみ焼却施設は、地元3校区地内に建設しない」とする覚書を締結しており、加茂地区にある米子ゴルフ場を一次調査対象地として西部広域に報告できないかと交渉しましたが、当該地区(夜見・河崎・加茂)には、過去、旧し尿処理施設や旧清掃工場、現米子市クリーンセンターに関する経過もあり、地元の理解は得られず、断念した経緯があります。

Q 4. 既存施設を延命化して有効活用する余地はないのか。

A 4. (米子市回答) 米子市クリーンセンターは、基幹的設備改良工事により10年間の延命化を図り、一般的なごみ焼却施設(躯体ではない)の耐用年数とされる20年を上回る30年の稼働を予定していますが、さらなる延命化の際には、今回より大規模な基幹的設備改良工事が必要であり、相当の事業費が必要になると考えています。

また、延命化した場合、施設の老朽化に伴って、突発的な故障が発生する可能性も高くなり、ランニングコストがかかるということも考えられます。

Q 5. 農業振興地域に候補地を選定したのはなぜか。

A 5. (米子市回答) 西部広域が策定した用地選定方針で示す候補地抽出条件の中に、農業振興地域の制約が無かったため、考慮していません。

<最終候補地調査の評価結果について>

Q 6. 最終候補地評価で順位が入れ替わったのはなぜか。

A 6. 当初、最終候補地評価については、最も総合評価点(一次評価と二次評価の点数の合計)が高い調査対象地について生活環境影響等についての予備調査を実施し、建設候補地を選定することとしていました。

しかしながら、二次評価の結果、中間処理施設、最終処分場ともに上位の点数が僅差となり、その段階で一つに絞り込むことは対外的な説明が難しいという理由から、用地

選定委員会の審議の過程で、上位2位までの候補地において、予め決まっていた評価基準に基づいて最終候補地調査を実施し、総合的に建設候補地を順位付けした結果、順位が入れ替わったものです。

Q7. 現地の主風向と大気汚染物質の拡散する方向が違うのではないか。

A7. 彦名町における主風向は、南西から北東に吹く風向きであり、浮遊粒子状物質の最大着地濃度出現地点は必ずしも主風向の風下に現れるとは限りません。

主風向に風が吹くときは比較的大気安定している状態で、浮遊粒子状物質は遠く、広範囲に拡散します。一方、風が弱く日射が強い時には、大気が不安定となり浮遊粒子状物質が地表に降下しやすくなります。

Q8. 彦名町でも、水鳥公園があるので生物調査をすべきだったのではないか。

A8. 一次評価において「特定希少動植物の有無」を評価項目に設定していました。

各調査対象地における「特定希少動植物」の生息等について、鳥取県の担当課に照会したところ、米子市尾高・日下地内の建設候補地は、クマタカの情報が確認されているエリアに含まれているが、彦名町地内の建設候補地は特定希少動植物の生息等の情報が無いとのことであり、最終候補地調査は、この情報に基づき尾高・日下において、現地調査を実施したものです。

3日間の調査で、特定希少動植物は確認されませんでした。特別天然記念物のコウノトリ及び鳥取県希少野生動植物であるオオタカを確認しました。

<生活環境などへの影響の懸念について>

Q9. 大気汚染物質の拡散への懸念がある。

A9. 大気拡散予測の結果、風向きに関係なく環境基準を大きく下回ることから煙突排ガスの排出による周辺大気への影響は軽微と予測されています。

また、本組合が想定する施設と同規模の米子市クリーンセンターにおける排ガスの測定値も法規制基準値を大きく下回っています。

さらに今後、県条例に基づく環境影響評価の手続きの中で、より詳細な調査を行い、必要な対策に万全を期することとしています。

Q10. 焼却施設は24時間稼働するとのことで、騒音の発生が心配。

A10. 大きな音が出る箇所に防音対策を施すとともに、建物自体を壁で覆うなどして騒音を

低減します。

Q11. ごみの運搬車両による交通事故やごみの散乱への懸念がある。また、集落内も交通量が増加するのではないか。

A11. 交通対策については、地元と協議の上、必要な対策を検討します。
集落内の収集は従前どおりですが、それ以外の地域からの運搬車両については、幹線道路を通るよう構成市町村に周知徹底を図ります。

Q12. 水鳥公園の鳥類などへの影響はないのか。

A12. 米子水鳥公園から新しい中間処理施設の建設候補地までは、約1.7km離れていることから、水鳥公園の鳥類などに大きな影響は与えるものではないと考えています。

Q13. 原発事故への対応はどうするのか。

A13. 原子力発電所の事故等を含め、自然災害などによる施設の運営に支障がある場合を想定し、BCPの策定や周辺施設との相互応援協定の締結などにより対応するものと考えています。

なお、UPZの扱いについては、第2回の選定委員会で議論されており、UPZは、原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に、住民の屋内退避などの防護措置を行うエリアとして定められているものであり、施設整備について制限されるものではないことから、候補地選定の評価基準としないとされました。

<農作物の風評被害への懸念について>

Q14. 全国の特産品の産地にあるごみ処理施設の周辺における風評被害の状況を知りたい。

A14. 全国の大規模な農地に近接して立地している一般廃棄物処理施設における風評被害の状況を調査したところ、風評被害が生じている状況は確認されませんでした。(補足資料P.4参照)

また、新しいごみ処理施設と同規模であり、西部圏域で稼働している米子市クリーンセンター及び本組合リサイクルプラザの周辺において、施設に関する事実無根の風評により農産物の価格が低下した事象は確認されておりません。

Q15. 農産物の風評被害を懸念する。その対応はどうされるのか。

A15. 事実無根の風評が流布されることのないよう、日頃より、適正な施設の設置と維持管理を行うとともに、施設の運転状況や排ガスの測定結果等について、様々な手段により積極的に情報を発信し、本組合の施設は生活環境や農産物に悪影響を与えるものではないとの理解が深まるよう努めます。

<地域振興について>

Q16. 彦名地区のまちづくりや地域振興策を示してもらいたい。また、ごみ処理施設の整備に合わせて、周辺土地の有効活用をお願いしたい。

A16. 施設の多面的価値を検討するとともに、地域振興につきましても、皆様のご意見を伺いながら、地元自治体である米子市とともに検討します。

<ごみの減量化の推進について>

Q17. 生ごみの減量化をもっと推進すべき。

A17. 具体的にはまだ決めていないが、京都のようなバイオガス化施設も基本構想の中で案の一つとしており、環境省の動向も含めて検討しています。

また、米子市では生ごみ処理に関する補助制度があり、ホームページ、よなごみ通信などで周知啓発を行っています。

Q18. プラスチックのリサイクルを早急に実施すべきと考えるがどうか。

A18. 新しい施設の建設にあたり、コストや環境負荷の観点から圏域の自治体とともに検討しているところです。

<農業関連施設への影響の懸念>

Q19. 干拓地への接続道路を使わず、別の進入路を整備してもらいたい。

A19. 農業になるべく支障がないような検討をしたうえで、ご相談させていただきたい。

Q20. 地下水位の上昇・下降等、地下水脈の変化への懸念がある。

A20. 環境影響評価で詳細な調査を行い、必要な対策を検討することとしています。

<その他>

Q21. 他の自治会での意見及びその意見に対する当局の回答が知りたい。

A21. 建設候補地の選定に係る地元説明会が一通り終わった時点で、主な意見及びその意見に対する回答集を作成し、配布又はご説明させていただきたいと考えています。

